

株 主 各 位

平成18年6月28日

東京都港区東新橋一丁目5番2号
全日本空輸株式会社
代表取締役社長 山 元 峯 生

第61回定時株主総会決議ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて本日開催の当社第61回定時株主総会におきまして、下記のとおり報告ならびに決議されましたのでご通知申し上げます。

敬 具

記

報告事項

- 第56期（平成17年4月1日から平成18年3月31日まで）連結貸借対照表および連結損益計算書ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 第56期（平成17年4月1日から平成18年3月31日まで）営業報告書、貸借対照表および損益計算書報告の件
- 本件は、上記報告事項の内容を報告いたしました。

決議事項

第1号議案 第56期利益処分案承認の件

本件は、原案のとおり承認可決され、利益配当金は1株につき3円とさせていただきます。

第2号議案 定款一部変更の件

本件は、原案のとおり承認可決されました。変更点は次のとおりであります。

- (1)「会社法」（平成17年法律第86号）、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（同第87号）及び「会社法施行規則」（平成18年法務省令第12号）等が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、以下のとおり当社定款の変更を行いました。
- ①取締役会、監査役、監査役会、及び会計監査人を置く旨、当社株式に係る株券を発行する旨及び株主名簿管理人を置く旨をそれぞれ明記（第4条、第7条、第13条）
 - ②単元未満株主の権利の内容を定める規定を新設（第11条）

- ③株主の権利行使方法等について追記（第14条）
 - ④株主総会参考書類等をインターネットの利用により株主の皆様へ提供できるよう規定を新設（第18条）
 - ⑤株主総会における代理人の人数を定めることを可能とする規定を新設（第20条）
 - ⑥必要に応じて書面または電磁的方法による取締役会決議を可能にするための規定を新設（第25条2項）
 - ⑦社外監査役との間に責任限定契約を締結することを可能とするための規定を新設（第36条2項）
 - ⑧会計監査人の選任方法、任期についての規定を新設（第37条から第38条）
 - ⑨その他、会社法の施行に伴う根拠法、用語、その他必要な変更を実施
- (2) 将来の事業規模の拡大に備え機動的な資本政策が行えるよう、当社の発行可能株式総数を34億株から39億株に変更いたしました（第6条）。
- (3) 執行役員制度について定款に定める（第28条）とともに、取締役の定員を40名から20名に変更いたしました（第21条）。
- (4) その他、定款全般にわたる規定の構成、字句、条数、項数等の一部変更、及びその他必要な変更を行いました。

第3号議案 取締役15名選任の件

本件は原案どおり承認可決され、取締役に大橋洋治、山元峯生、戸矢博道、大前 傑、北林克比古、久保小七郎、伊東信一郎、長瀬 眞、森本光雄、日出間公敬、岡田圭介、野本明典、伊藤博行、木村 操、森 詳介の15氏が選任され、それぞれ就任いたしました。

以 上

尚、当社定款の詳細は以下のアドレスをご参照ください。

http://www.ana.co.jp/ir/kabu_info/teikan/pdf/060628_teikan.pdf

配当金のお支払いについて

第56期利益配当金の払渡期間は2006年6月29日（木）から同年7月31日（月）まででございますので、同封の「郵便振替支払通知書」により、お近くの郵便局でお受け取りください。

また口座振込ご指定の方は、ご指定口座への入金をご確認いただきますようお願い申し上げます。